

答申第48号
平成16年6月25日

兵庫県公安委員会 様

情報公開審査会
会長 錦 織 成 史

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成15年12月26日付け兵公委発第053b-9015号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

平成 年 月 日、須磨警察署管内、須磨区 付近にてスピードレーダーによる速度違反取締が行われた。この実施に係る指示書又は命令書

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

「平成 年 月 日、須磨警察署管内、須磨区 付近にてスピードレーダーによる速度違反取締が行われた。この実施に係る指示書又は命令書」に係る非公開の決定は取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、第1記載の公文書(以下「本件公文書」という。)の公開請求に対して、兵庫県警察本部長(以下「警察本部長」という。)が平成15年8月27日付けで行った非公開決定(以下「本件処分」という。)を取り消し、その全部を公開するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

本件処分について

ア 過去の一時点において行われた特定の取締りの場所を公開することによって情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。)第6条第6号アにいう「おそれ」が生じる具体性はない。

イ 一般的に行われた速度取締りにつき、取締り実施の一地点の情報を公開することによって、条例第6条第3号にいう公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすものではなく、したがって第6条第3号には該当しない。

ウ 以上のことから、本件処分及び兵庫県公安委員会(以下「諮問庁」という。)の非公開理由説明は明らかに失当である。

本件非公開決定通知書に記載された理由について

本件非公開決定通知書には、存否応答拒否に当たって該当する条文が条例第6条であることと、同条の条文を要約したものしか記載されておらず、理由としては不足しているため、本件処分は違法である。

第3 諮問庁の説明要旨

非公開理由説明書において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 本件処分について

本件公開請求は、特定の日、場所における速度取締りに係る公文書に関する公開請求である。

速度取締りの場所に関する情報は、速度取締りが可能な場所が限定されることから、たとえ過去の情報といえども、速度取締りを行うことが予定されている場所に関する情報に該当する。これらの情報が公になると、運転者が当該場所で減速する又は当該場所を避けるといった回避措置を講じるため、取締り効果がほとんど期待できなくなるとともに、道路交通法違反被疑者を検挙する犯罪捜査や犯罪予防に支障が生じる。よって、これらの情報は、条例第6条第3号に規定する「公にすることにより、犯罪の予防又は捜査に支障があると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報」に該当すると同時に、同条第6号アに規定する「公にすることにより、取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのある情報」にも該当する。

一般に特定の日時、特定の場所における交通取締りに係る公文書に関する公開請求については、当該公開請求に係る公文書の存否を答えることは、特定の日時、特定の場所において交通取締りが行われているか否かを答えることとなり、条例第6条第3号及び同条第6号により保護しようとする利益が損なわれる。

したがって、本件公文書に係る公開請求に対しては、条例第9条を適用し、対象公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否する処分を行ったものである。

2 本件非公開決定通知書に記載された理由について

審査請求人は、非公開決定通知書に記載されている非公開の理由が不足であると主張する。

しかし、本件公文書に係る非公開決定通知書には、いかなる根拠に基づき、非公開情報のどれに該当するとして本件処分がなされたのかについて記載されており、存否応答拒否を適用した処分の理由としての要件を充足している。

第4 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、公開請求書によれば、特定の日、特定の場所において実施された交通取締りの指示書又は命令書である。

2 条例第9条適用の適否について

条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」旨を規定している。同条は、対象文書の存否を答え

ることで、条例第6条各号に規定する非公開情報の保護法益が損なわれることを防止する趣旨と解される。

諮問庁は、本件公文書の存否を答えることにより、条例第6条第3号及び同条第6号アに規定する非公開情報の保護法益が損なわれるとして、条例第9条を適用したと説明するので、その適否について以下検討する。

諮問庁は、本件公文書は特定の日、場所における速度取締りに係る公文書であり、このような公文書の存否を答えることにより、条例第6条第3号及び同条第6号アに規定する非公開情報の保護法益が損なわれると主張している。

ア 条例第6条第3号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報を非公開情報として規定している。

また、同条第6号アは、公にすることにより、取締り等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのある情報を非公開情報として規定している。

イ 仮に本件公文書の存否を答えたとすれば、過去の特定の日、場所において速度取締りが実施されたか否かといったことが明らかになる。

諮問庁は、特定の場所が過去に速度取締りが行われたことのある場所であるという情報が公になった場合、運転者が取締りを回避する行為を行うため、取締り効果がほとんど期待できなくなると主張する。

しかし、過去の一時点において、特定の場所で速度制限違反に対する取締りが行われたことが、情報公開によって入手可能な情報となったとしても、その特定の取締り（可能）場所を走行する車両の運転者がすべてその場所で取締りが行われているかもしれないということを知るわけではない。また、特定の場所で速度制限違反に対する取締りが行われることがあり得ると知った者でも、その場所でいつ取締りが行われるのかは知り得ないのだから、速度制限違反の走行をしている車両の運転者が当該場所を走行する度に常に速度を落として走行するとは考えにくい。これらの点に鑑みれば、過去の一時点において行われた特定の取締りの場所を公開することによって、条例第6条第6号アにいう「おそれ」が生じるという諮問庁の主張は具体性を欠くものである。

なお、現に行われた取締りは公権力の行使局面であり、それに関連する情報は情報公開制度の趣旨からも公開すべき要請が強いものである。条例第6条第6号アの解釈においても、この点は看過されるべきではない。

さらに、諮問庁は、上記の情報が公になった場合、犯罪の捜査や予防に支障があるとも主張する。条例第6条第3号は、「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」という形で、条例第6条各号の中では非公開理由の定め方に特殊な基準を採用している。これは、公共安全等に関する情報については、その性質上、公開又は非公開の判断に高度に規範的、総合的判断を要する等の特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重する趣旨である。ただし、その判断は、公共安全と秩序の維持に対して与える影響のレベルのものであることを要し、実施機関の裁量を無制限に認めるものではなく、合理性を持つものとして許容される限度内のものでなければならない。

本件は、条例第6条第3号が本来予想する司法警察に関する情報、例えば具体的な犯罪の捜査に関する資料、を公開することによって捜査に支障が生じるおそれがあるといった事案とは事実の特徴において異なっているものである。本件交通取締りは一般的に行われた速度取締りであり、本件はその取締りの一地点の情報の公開を請求するものである。一般的に行われた速度取締りにつき、取締り実施の一地点の情報を公開することによって、条例第6条第3号にいう公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすものではなく、したがって、同条項を本件に適用することは相当でない。

ウ したがって、本件公文書の存否を答えることにより、条例第6条第3号及び同条第6号により保護しようとする利益が損なわれるという諮問庁の主張は妥当性を欠くと言わざるを得ない。

3 以上のことから、警察本部長としては、本件公文書に係る条例第9条に基づく非公開決定処分を取り消し、同公文書の存否を明らかにした上で、改めて公開決定又は非公開決定を行うべきである。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
15 . 12 . 26	・ 諮問書の受領
16 . 2 . 9	・ 諮問庁の非公開理由説明書の受領
16 . 4 . 1	・ 審査請求人の意見書の受領
16 . 5 . 21 (第154回審査会)	・ 審議
16 . 6 . 25 (第155回審査会)	・ 審議 ・ 答申